

令和7年9月9日

# 町 議 会 議 案

第 3 回  
(定 例)

鹿 追 町

# 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
45	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
46	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
47	鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について	
48	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	
49	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	
50	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	
51	令和7年度鹿追町一般会計補正予算（第5号）について	
52	令和7年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	
53	令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について	
54	令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	
55	令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第1号）について	
56	令和7年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
57	令和7年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	
同意5	鹿追町公平委員会委員の選任について	
同意6	鹿追町教育委員会委員の任命について	
認定1	令和6年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定2	令和6年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定3	令和6年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定4	令和6年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	



## 議案第 45 号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 3 号中「地方公営企業労働関係法（昭和 27 年法律第 289 号）」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）」に、「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）」を「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）」に、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第 15 条の 4 を第 15 条の 5 とする。

第 15 条の 3 の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 15 条の 4 とする。

第 15 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 15 条の 3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月 30 日条例第 1 号）第 23 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 46 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に改める。

第2条の5を削る。

第8条中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に、「百」を「100」に改める。

第14条の2の表中「

第13条第4項	要しない	要しない。ただし、職員の育児休業等に関する条例第14条の1において読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
---------	------	--

」を「

第13条第4項	要しない	要しない。ただし、職員の育児休業等に関する条例第14条の2において読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給
---------	------	---

		与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
--	--	---

」に、「第19条第3項」を「第19条第4項」に、「

第20条第3項	給料月額	給料の月額を算出率で除して得た額
---------	------	------------------

」を「

第20条第4項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
---------	-------	------------------

」に改める。

第14条の2を第14条の3とする。

第19条第2号中「及び勤務地ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加え、同号イを次のように改める。

ア及びイ 削除

第20条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分単位として行うものとする。

第20条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 47 号

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

鹿追町ふるさと寄附金基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「事業及び」の次に「地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用して」を加え、「として認定された地域再生計画「鹿追町まち・ひと・しごと創生推進計画」の事業」を削る。

第2条第2号中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 49 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 50 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

## 令和 7 年度鹿追町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 149,577 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,320,546 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		3,119,135	29,901	3,149,036
	1. 地方交付税	3,119,135	29,901	3,149,036
15. 国庫支出金		906,600	80,056	986,656
	1. 国庫負担金	229,930	17,444	247,374
16. 道支出金	2. 国庫補助金	668,670	62,612	731,282
		317,033	6,540	323,573
18. 寄附金	1. 道負担金	102,378	134	102,512
	2. 道補助金	195,009	4,684	199,693
	3. 委託金	19,646	1,722	21,368
21. 諸収入		150,004	398	150,402
	1. 寄附金	150,004	398	150,402
22. 町債		401,504	2,582	404,086
	5. 雑入	313,780	2,582	316,362
歳入合計		428,700	30,100	458,800
	1. 町債	428,700	30,100	458,800
歳入合計		8,170,969	149,577	8,320,546

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,482,545	20,509	2,503,054
	1. 総務管理費	2,449,538	18,787	2,468,325
	5. 統計調査費	3,532	1,722	5,254
3. 民生費		784,163	9,268	793,431
	1. 社会福祉費	591,901	7,406	599,307
	2. 児童福祉費	192,062	1,862	193,924
4. 衛生費		483,628	550	484,178
	2. 清掃費	103,263	550	103,813
5. 農林費		1,314,369	3,552	1,317,921
	1. 農業費	1,277,993	2,812	1,280,805
	2. 林業費	36,376	740	37,116
6. 商工費		239,726	2,100	241,826
	1. 商工費	239,726	2,100	241,826
7. 土木費		511,942	24,573	536,515
	1. 道路橋りょう費	409,611	15,727	425,338
	3. 都市計画費	38,873	8,846	47,719
8. 消防費		222,571	11,529	234,100
	1. 消防費	222,571	11,529	234,100
9. 教育費		789,421	76,096	865,517
	1. 教育総務費	440,592	74,296	514,888
	5. 保健体育費	54,102	1,800	55,902
11. 諸支出金		317,214	1,400	318,614
	1. 基金費	317,214	1,400	318,614
	歳出合計	8,170,969	149,577	8,320,546

第 2 表

地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般補助施設整備事業	千円以内 30,600	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れる政府資金、 地方公共団体金融機関等及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金 融機関資金及び金融機関等 の融資条件による。ただし し、町財政の都合により据 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることとがで きる。	千円以内 60,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	3,119,135	29,901	3,149,036
15. 国庫支出金	906,600	80,056	986,656
16. 道支支出金	317,033	6,540	323,573
18. 寄附金	150,004	398	150,402
21. 諸収入	401,504	2,582	404,086
22. 町債	428,700	30,100	458,800
歳入合計	8,170,969	149,577	8,320,546

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
2. 総務費	2,482,545	20,509	2,503,054	9,646		296	10,567	
3. 民生費	784,163	9,268	793,431	19,912		3,300	△13,944	
4. 衛生費	483,628	550	484,178				550	
5. 農林費	1,314,369	3,552	1,317,921	1,615			1,937	
6. 商工費	239,726	2,100	241,826				2,100	
7. 土木費	511,942	24,573	536,515	11,423			13,150	
8. 消防費	222,571	11,529	234,100	9,000		486	2,043	
9. 教育費	789,421	76,096	865,517	35,000	30,100	△1,500	12,496	
11. 諸支出金	317,214	1,400	318,614			398	1,002	
歳出合計	8,170,969	149,577	8,320,546	86,596	30,100	2,980	29,901	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	3,119,135	29,901	3,149,036			
項 1. 地方交付税	3,119,135	29,901	3,149,036			
目 1. 地方交付税	3,119,135	29,901	3,149,036			
				1. 地方交付税	29,901	地方交付税 29,901
款15. 国庫支出金	906,600	80,056	986,656			
項 1. 国庫負担金	229,930	17,444	247,374			
目 1. 民生費国庫負担金	229,873	17,444	247,317			
				1. 社会福祉費負担金	17,205	障害者自立支援給付費等負担金 17,205
				2. 児童福祉費負担金	239	子どものための教育・保育給付費負担金 239
項 2. 国庫補助金	668,670	62,612	731,282			
目 1. 総務費国庫補助金	339,188	4,855	344,043			
				1. 総務管理費補助金	4,855	総務管理費補助金 4,855
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
目 2. 民生費国庫補助金	43,575	2,334	45,909			
				1. 社会福祉費補助金	2,334	障害者総合支援事業費補助金 466
						社会福祉費補助金 1,868

							介護保険事業費補助金	
目 4. 土木費国庫補助金	188,738	11,423	200,161					
				1. 道路橋りょう費補助金	3,823		道路メンテナンス事業補助金 西瓜幕橋橋梁補修事業 特定防衛施設周辺整備調整交付金 緑町2丁目日本通り歩道改良事業	1,323 2,500
				3. 都市計画費補助金	7,600		特定防衛施設周辺整備調整交付金 スポーツトラクタ芝刈機整備事業	7,600
目 5. 教育費国庫補助金	80,268	35,000	115,268					
				1. 教育総務費補助金	33,500		新しい地方経済・生活環境創生交付金 鹿迫高等学校シェアハウス食堂棟改修事業	33,500
				6. 保健体育費補助金	1,500		特定防衛施設周辺整備調整交付金 総合スポーツセンター用ランニングマシン整備事業	1,500
目 7. 消費費国庫補助金	0	9,000	9,000				本目新設	
				1. 消費費補助金	9,000		特定防衛施設周辺整備調整交付金 小型動力ポンプ積載車整備事業	9,000
款16. 道支出金	317,033	6,540	323,573					

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 1. 道負担金	102,378	134	102,512			
目 1. 民生費道負担金	102,350	134	102,484			
				1. 社会福祉費負担金	15	障害者自立支援給付費等負担金
				2. 児童福祉費負担金	119	子どものための教育・保育給付費負担金
項 2. 道補助金	195,009	4,684	199,693			
目 1. 総務費道補助金	6,257	3,069	9,326			
				1. 総務管理費補助金	3,069	電源立地地域対策交付金 自営線ネットワーク用パソコン更新事業 総務管理費補助金 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金
目 4. 農林費道補助金	147,042	1,615	148,657			
				1. 農業費補助金	1,592	環境保全型農業直接支援対策交付金
				2. 林業費補助金	23	ヒグマ対策事業補助金
項 3. 委託金	19,646	1,722	21,368			
目 1. 総務費委託金	18,671	1,722	20,393			
				4. 統計調査費委託金	1,722	各種統計調査委託金
						1,722

款18. 寄附金	150,004	398	150,402				
項 1. 寄附金	150,004	398	150,402				
目 1. 一般寄附金	150,001	299	150,300				
				1. 一般寄附金	299	企業版ふるさと納税寄附金	299
目 4. 教育費寄附金	1	99	100				
				1. 社会教育費寄附金	99	社会教育費寄附金	99
款21. 諸収入	401,504	2,582	404,086				
項 5. 雑入	313,780	2,582	316,362				
目 1. 雑入	313,780	2,582	316,362				
				1. 雑入	2,582	北海道市町村振興協会交付金 地域づくりセミナー開催助成金 その他雑入 障害者福祉サービス介護給付費等返還金(3,300) 消防団員安全装備品整備等助成金(486) がんばる地域応援事業助成金(△1,500)	296     2,286
款22. 町債	428,700	30,100	458,800				
項 1. 町債	428,700	30,100	458,800				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目 7. 教育債	118,100	30,100	148,200			
				1. 教育総務債	30,100	教育総務債 鹿追高等学校シェアハウス食堂棟改修事業

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 2. 総務費	2,482,545	20,509	2,503,054	9,646		296	10,567			
項 1. 総務管理費	2,449,538	18,787	2,468,325	7,924		296	10,567			
目 1. 一般管理費	1,809,251	340	1,809,591				340			
								17. 備品購入費	340	事務用機器購入費 庁舎用シュレッダー購入費
目 3. 財産管理費	4,869	2,383	7,252				2,383			
								10. 需用費	495	修繕料
								11. 役務費	600	その他役務費
								12. 委託料	728	その他委託料 旧幼稚園・保育園周辺樹木 伐採処理等業務委託料
								17. 備品購入費	560	家具・什器購入費 庁舎用椅子購入費
目16. ゼロカーボン 推進費	59,711	6,904	66,615	3,069		296	3,539			
								7. 報償費	290	講師等謝礼
								10. 需用費	200	修繕料
								11. 役務費	6	チラシ折込料

									17. 備品購入費	1,408	通信用機器購入費	1,408
									18. 負担金補助及び交付金	5,000	自営線ネットワーク用パソコン購入費	5,000
							4,305				住まいのゼロカーボン化推進事業補助金	
									7. 報償費	8,520	その他報償費	8,520
									10. 需用費	265	消耗品費	100
											印刷製本費	165
									11. 役務費	282	郵便料・運送料	276
											チラシ折込料	6
									12. 委託料	93	その他委託料	93
									1. 報酬	631	統計調査員報酬	631
									2. 給料	760	会計年度任用職員給	760
									3. 職員手当等	385	会計年度任用職員諸手当	385
									11. 役務費	36	郵便料・運送料	19
											チラシ折込料	17
目18. 物価高騰対策事業費	22,164	9,160	31,324	4,855			4,305					
項 5. 統計調査費	3,532	1,722	5,254	1,722								
目 1. 統計費	3,532	1,722	5,254	1,722								

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源		一般財源	金額	金額	
					地方債	その他				
款 3. 民生費								13. 使用料及び賃借料	△ 90	複写機借上料 △90
項 1. 社会福祉費	784,163	9,268	793,431	19,912		3,300	△ 13,944			
目 1. 社会福祉総務費	591,901	7,406	599,307	19,554		3,300	△ 15,448			
目 2. 心身障がい者特別対策費	98,846	677	99,523				677	27. 繰出金	677	国民健康保険特別会計繰出金 677
目 6. 在宅福祉費	229,633	3,409	233,042	17,686		3,300	△ 17,577	18. 負担金補助及び交付金	934	北海道町村会負担金(電算関係) 934
	115,346	3,320	118,666	1,868			1,452	22. 償還金利子及び割引料	2,475	返還金 2,475
								10. 需用費	167	消耗品費 167
								11. 役務費	5	郵便料・運送料 5
								12. 委託料	1,510	その他委託料 1,510
								13. 使用料及び賃借料	66	認知症施策推進計画策定業務委託料 物品借上料 66
								18. 負担金補助及び交付金	120	会議・研修会参加負担金 120
								22. 償還金利子及び割引料	1,452	返還金 1,452

項 2. 児童福祉費	192,062	1,862	193,924	358			1,504			
目 2. 児童措置費	110,936	180	111,116				180			
							10. 需用費		180	修繕料
目 3. こども園費	67,866	1,682	69,548	358			1,324			
							1. 報酬	728		会計年度任用職員報酬
							3. 職員手当等	74		会計年度任用職員諸手当
							8. 旅費	64		会計年度任用職員旅費
							11. 役務費	22		その他役務費
							19. 扶助費	480		その他扶助費
							22. 償還金利子及び割引料	314		返還金
款 4. 衛生費	483,628	550	484,178				550			
項 2. 清掃費	103,263	550	103,813				550			
目 1. 清掃総務費	103,263	550	103,813				550			
							10. 需用費	355		消耗品費
							11. 役務費	195		検査手数料
										タイヤ組替・脱着料
款 5. 農林費	1,314,369	3,552	1,317,921	1,615			1,937			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明
				補正額		一般財源	区 分	金 額		
				特定財源	その他					
国道支出金	地方債	その他								
項 1. 農業費	1,277,993	2,812	1,280,805	1,592		1,220				
目 1. 農業委員会費	9,819	186	10,005			186				
							8. 旅費	76	普通旅費	76
目 2. 農業振興費	32,368	2,115	34,483	1,592		523				
							18. 負担金補助及び交付金	110	産業後継者対策協議会負担金	110
目 7. 農業用水事業費	281,751	511	282,262			511				
							3. 職員手当等	511	職員諸手当	511
項 2. 林業費	36,376	740	37,116	23		717				
目 1. 林業振興費	36,376	740	37,116	23		717				
							11. 役務費	730	その他保険料	30
									その他役務費	700
							21. 補償補填及び賠償金	10	補償金	10
款 6. 商工費	239,726	2,100	241,826			2,100				
項 1. 商工費	239,726	2,100	241,826			2,100				
目 2. 観光費	102,386	2,100	104,486			2,100				

										観光協会活動補助金	2,100	2,100
款 7. 土木費	511,942	24,573	536,515	11,423					13,150			
項 1. 道路橋りょう費	409,611	15,727	425,338	3,823					11,904			
目 1. 道路維持費	157,828	8,565	166,393						8,565			
										1. 報酬	1,227	1,227
										10. 需用費	7,338	7,338
目 2. 道路新設改良費	251,783	7,162	258,945	3,823				3,339				
										12. 委託料	11,865	11,865
										調査・設計・監理委託料		11,865
										西瓜幕橋橋梁補修設計業務委託料		
										瓜幕東仲通り外改良舗装工事調査設計業務委託料		
										緑町2丁目日本通り歩道整備工事調査設計業務委託料		
										14. 工事請負費	△ 4,703	△ 4,703
										補助事業		△ 5,682
										鹿美橋橋梁補修工事		
										単独事業		979
項 3. 都市計画費	38,873	8,846	47,719	7,600				1,246		鹿追北3線交通安全標識設置工事		
目 1. 公園緑地費	27,877	8,846	36,723	7,600				1,246				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	一般財源 その他	12. 委託料	金額		
									9,000	
									317	その他委託料
								17. 備品購入費	8,529	千の公園樹木伐採処理業務委託料 車両購入費
款 8. 消防費	222,571	11,529	234,100	9,000	486	2,043				
項 1. 消防費	222,571	11,529	234,100	9,000	486	2,043				
目 2. 非常備消防費	17,501	11,529	29,030	9,000	486	2,043				
							8. 旅費		5	普通旅費
							11. 役務費		20	自賠償保険料 その他役務費
							17. 備品購入費		11,479	車両購入費 小型動力ポンプ積載車購入費 その他備品購入費
							26. 公課費		25	消防団員用小電力トランシーバー購入費 自動車重量税
款 9. 教育費	789,421	76,096	865,517	35,000	△ 1,500	12,496				

項 1. 教育総務費	440,592	74,296	514,888	33,500	30,100	△ 1,500	12,196			
目 3. 教育振興費	373,292	74,296	447,588	33,500	30,100	△ 1,500	12,196			
								10. 需用費	69,040	2,040
										67,000
								12. 委託料	2,578	2,578
										小中学校生徒用タブレット 端末初期設定業務委託料
								13. 使用料及び賃借料	△ 4,583	△4,583
										物品借上料
								17. 備品購入費	7,980	4,540
										家具・什器購入費
										鹿追高等学校シェアハウス・食堂 棟用家具・什器一式購入費
										電気機器購入費
										鹿追高等学校シェアハウス・食堂 棟電気機器一式購入費
										その他備品購入費
								18. 負担金補助及び交付金	△ 719	△719
										鹿追高等学校協力会補助金
項 5. 保健体育費	54,102	1,800	55,902	1,500			300			
目 1. 体育振興費	54,102	1,800	55,902	1,500			300			
								17. 備品購入費	1,800	1,800
										その他備品購入費
										総合スポーツセンター用ラ ンニングマシン購入費



## 令和 7 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,018 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 709,105 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		1	341	342
	1. 国庫補助金	1	341	342
5. 繰入金		71,801	677	72,478
	1. 他会計繰入金	71,800	677	72,477
歳入合計		708,087	1,018	709,105

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		16,793	341	17,134
	1. 総務管理費	16,477	341	16,818
9. 諸支出金		6,525	77	6,602
	1. 償還金及び還付加算金	275	77	352
10. 予備費		1,000	600	1,600
	1. 予備費	1,000	600	1,600
歳出合計		708,087	1,018	709,105

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	1	341	342
5. 繰入金	71,801	677	72,478
歳入合計	708,087	1,018	709,105

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	16,793	341	17,134	341			
9. 諸支出金	6,525	77	6,602			77	
10. 予備費	1,000	600	1,600			600	
歳出合計	708,087	1,018	709,105	341		677	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 国庫支出金	1	341	342			
項 1. 国庫補助金	1	341	342			
目 2. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	341	341			本目新設
款 5. 繰入金	71,801	677	72,478			
項 1. 他会計繰入金	71,800	677	72,477			
目 1. 一般会計繰入金	71,800	677	72,477			
				6. その他一般会計繰入金	677	子ども・子育て支援事業費補助金
						子ども・子育て支援事業費補助金
						341
						341
						677
						677

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				特 定 財 源		一般財源	金 額	区 分	金 額	
				国道支出金	地方債					
款 1. 総務費	16,793	341	17,134	341						
項 1. 総務管理費	16,477	341	16,818	341						
目 1. 一般管理費	10,218	341	10,559	341						
款 9. 諸支出金	6,525	77	6,602			77				
項 1. 償還金及び還付加算金	275	77	352			77				
目 1. 一般被保険者 保険税還付金	270	60	330			60				
目 6. その他償還金	1	17	18			17				
款10. 予備費	1,000	600	1,600			600				
項 1. 予備費	1,000	600	1,600			600				
目 1. 予備費	1,000	600	1,600			600				
								18. 負担金補助及び交付金	341	北海道町村会負担金(電算関係)
								22. 償還金利息及び割引料	60	還付金
								22. 償還金利息及び割引料	17	返還金
								28. 予備費	600	予備費

## 令和 7 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 7 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条中（5）建設改良事業  
1 有形固定資産購入費「42,751千円」を「43,896千円」に改め、2施設整備費「814千円」を加える。

第 3 条 予算第 4 条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「24,436千円」を「26,395千円」  
に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
第 1 款 資 本 的 支 出	54,357 千円	1,959 千円	56,316 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	42,751 千円	1,959 千円	44,710 千円

令和 7 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

# 令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

資本的收入及び支出  
支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出			54,357	1,959	56,316		
	1 建設改良費		42,751	1,959	44,710		
		有形固定資産 1 購入	資産費	42,751	1,145	43,896	器械備品購入費 (視力検査器購入費外)
		2 施設整備費	費	0	814	814	看護師宿舎 エアコン電源工事

令和 7 年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 7 年度鹿追町の簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
			出
			支
第 1 款 簡易水道事業費用	1 5 5 , 7 2 0 千円	1 5 , 0 4 5 千円	1 7 0 , 7 6 5 千円
第 1 項 営 業 費 用	1 4 3 , 9 5 3 千円	1 2 , 0 5 6 千円	1 5 6 , 0 0 9 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	7 , 4 4 4 千円	2 , 9 8 9 千円	1 0 , 4 3 3 千円

令和 7 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜 井 知 己

# 令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的收入及び支出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 簡易水道事業 1 費	1 営 業 費 用		155,720	15,045	170,765	
			143,953	12,056	156,009	
		1 原水及び浄水費	26,288	8,796	35,084	委託料 396 千円追加
						修繕費 8,400 千円追加
					計	8,796 千円追加
		2 配水及び給水費	10,124	3,260	13,384	備用品費 38 千円追加
						通信運搬費 32 千円追加
						修繕費 3,190 千円追加
					計	3,260 千円追加
	2 営 業 外 費 用		7,444	2,989	10,433	
		2 地 方 消 費 税 及 び 消 費 税	1,403	2,989	4,392	消費税及び地方消費税 2,989 千円追加

## 令和 7 年度 鹿 追 町 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

第 1 条 令和 7 年度 鹿 追 町 の 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

第 2 条 予 算 第 3 条 に 定 め た 収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 を 次 の と お り 補 正 す る。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	2 1 4, 0 2 4 千 円	3, 9 6 7 千 円	2 1 7, 9 9 1 千 円
第 1 項 営 業 費 用	2 0 3, 2 1 9 千 円	3, 9 6 7 千 円	2 0 7, 1 8 6 千 円

第 3 条 予 算 第 4 条 中 本 文 括 弧 書 中 資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 対 し 不 足 す る 額 「 1 0 8, 0 5 0 千 円 」 を

「 1 1 0, 9 2 1 千 円 」 に、当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 「 7 7, 8 8 5 千 円 」 を 「 8 0, 7 5 6 千 円 」 に 改 め、  
資 本 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 を 次 の と お り 補 正 す る。

( 科 目 )	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
第 1 款 資 本 的 支 出	2 9 1, 3 0 5 千 円	2, 8 7 1 千 円	2 9 4, 1 7 6 千 円
第 1 項 建 設 改 良 費	1 9 1, 1 6 7 千 円	2, 8 7 1 千 円	1 9 4, 0 3 8 千 円

令 和 7 年 9 月 9 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

# 令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算説明書

## 収益的收入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 下水道事業用			214,024	3,967	217,991		
	1 営業費用		203,219	3,967	207,186		
		2 処理場費	40,948	3,967	44,915	修繕費	3,967 千円追加

## 資本的收入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出			291,305	2,871	294,176		
	1 建設改良費		191,167	2,871	194,038		
		1 建設改良費	191,167	2,871	194,038	個別排水処理施設設置工事	2,871 千円追加

## 令和 7 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,354 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 575,914 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰越金		1	4,354	4,355
	1.繰越金	1	4,354	4,355
歳入合計		571,560	4,354	575,914

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金		4,089	4,354	8,443
	1. 償還金及び還付加算金	52	4,354	4,406
歳出合計		571,560	4,354	575,914

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7.繰越金	1	4,354	4,355
歳入合計	571,560	4,354	575,914

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国道支出金	地方債	その他
6. 諸支出金	4,089	4,354	8,443			4,354
歳出合計	571,560	4,354	575,914			4,354

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 7. 繰越金	1	4,354	4,355			
項 1. 繰越金	1	4,354	4,355			
目 1. 繰越金	1	4,354	4,355			
				1. 前年度繰越金	前年度繰越金	4,354



## 令和 7 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 330 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110,171 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 国庫支出金		0	330	330
	1. 国庫補助金	0	330	330
	歳入合計	109,841	330	110,171

(単位：千円)

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		547	330	877
	1. 総務管理費	225	330	555
	歳出合計	109,841	330	110,171

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 国庫支出金	0	330	330
歳入合計	109,841	330	110,171

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	547	330	877	330			
歳出合計	109,841	330	110,171	330			

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 5. 国庫支出金	0	330	330			本款新設
項 1. 国庫補助金	0	330	330			本項新設
目 2. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	330	330			本目新設
				1. 子ども・子育て支援事業費補助金	330	子ども・子育て支援事業費補助金
					330	330

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 1. 総務費	547	330	877	330						
項 1. 総務管理費	225	330	555	330						
目 1. 一般管理費	225	330	555	330						
								18. 負担金補助及び交付金	330	北海道町村会負担金(電算関係)

同意第 5 号

鹿追町公平委員会委員の選任について

次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 福 井 博 幸  
[REDACTED]

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町公平委員会委員 福井博幸 氏の任期が令和7年9月30日で満了になることによる。

同意第 6 号

鹿追町教育委員会委員の任命について

次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	████████████████████
氏 名	関 元 気
	████████████████████

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町教育委員会委員 関 元気 氏の任期が令和7年10月1日で満了になることによる。

認定第 1 号

令和6年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度鹿追町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 2 号

令和 6 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 3 号

令和 6 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 4 号

令和 6 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 5 号

令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 6 号

令和 6 年度鹿追町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度鹿追町簡易水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

認定第 7 号

令和 6 年度鹿追町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度鹿追町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己